

審査実施要領

1. 審査基準

審査は、【別紙2】企画提案書作成要領に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。審査基準については【別紙5】審査基準を参照すること。

2. 選定方法

- (1) 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等の内容を、【別紙5】審査基準により審査し、委託候補者を選定する。
- (2) 審査にあたっては、書類選考を予定している。書類選考にあたっては、審査基準に沿って企画提案書等提出書類の書類審査を行う。書類選考の結果については企画提案書等提出書類の提案事業者全員にEメールにて結果を通知する。
- (3) 参加者が1社の場合でも審査は実施する。参加者が複数ある場合は、審査による評価点の総合計が最も高い者を契約の優先候補者とする。
- (4) 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、以下のとおり決定する。
 - i. 「企画提案力」の点数が最も高いもの
 - ii. iが同点の場合は、「技術力・業務遂行能力」の点数が最も高いもの
 - iii. iiが同点の場合は、「価格点」の点数が最も高いもの
 - iv. i-iiiがいずれも同点の場合は、くじ引きにより決定する
- (5) 総合計が7割に満たない場合は、採用しないものとする。また、総合計については、最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。
- (6) 選定の結果は、個人情報への配慮を踏まえたうえで公表する。